

研究ノート

資料解説 明治32年「秋田縣仙北郡農事調査報告」

穂本 洋哉

資料の概要、資料価値

秋田縣仙北郡役所は、農商務省農事試験場陸羽支場に囑託し、明治2年に、農事改良を図るための基礎資料として郡下の農事現況調査を行った。それがここに紹介する「秋田縣仙北郡農事調査報告」(明治32年、以下、「調査報告」と略記)である¹⁾。

この「調査報告」が秋田県のみならず我が国近代農業史研究上貴重と思われるのは、主に、以下の4点からである。第1に、明治20年代初頭に全国一斉に実施された府県別「農事調査」²⁾が調査結果を各府県とも郡ごとに集計して報告しているのに対し、本「調査報告」は調査を町村・字に掘り下げて報告していることである。そこから得られる膨大な調査結果は、当時の農事の実態を村落・部落単位にまで遡って伝えてくれる、当時としては数少ない、貴重な情報源と言えよう。第2に、「調査報告」は、農事改良の主たる目標を乾田化に置き、その観点から土質、土性、灌漑の良否、乾湿田の坪刈成績、栽培品種、苗代・本田耕起・施肥等各耕種の実態調査に当たっていることが指摘できる。農事の全般的な状況報告から一步踏み出し、東北一地方にありながら、明確な農事改良方針の提示とそのための調査の徹底振りに、この時代における国を挙げての食糧増産政策³⁾の意気込みが強く窺える。第3に、「調査報告」には「意見」として調査結果に基づく各町村の乾田化の適否と耕種の改善策および推奨する適応品種が盛り込まれている。これらは、時の老農石川理之介に代表される経験主義的な品種偏重論を排し⁴⁾、土木＝田地整備への勸農事業のシフトと、科学的

1) 調査員は陸羽支場詰農商務省技師恩田鉄弥、加藤茂包、石塚鉄平の3名であった。

2) 『明治前期産業運動資料』(明治文献資料刊行会、1965年)別冊(12)Ⅲ「農事調査表」第一、第二。

3) 日清戦争を機に我が国の食糧増産政策の基調はいっそう強まった。この時期は、また、明治初年来の「老農段階」の改良ポテンシャルに翳りが見え始めた時期でもあった(穂本洋哉「近代日本の農業成長率再考」東洋大学経済研究会『経済論集』第36巻2号(2011年3月)p.137)。

4) 「調査報告」は、「秋田縣ハ乾田ニ適セス湿田ヲ以テ利アリ」と唱える古老石川周辺の乾田化反対論を批判している(上巻p.17)。

知識と試験結果に基づく農法の確立を目指した新たな勸農方針が、愈々、末端（＝村落・部落）においても現実化しつつあったことを示すものとして注目される。第4に、「調査報告」が出された明治中期（明治32年）は、近代農業発達史上、前代より継承した伝統的農業・農法の国家的再編が本格化した時期であった。実際、「府県農事試験場規定」の制定（明治27年）、国立農事試験場体制の拡張：陸羽、東海、山陰3支場の増設（明治29年）と「耕地整理法」の制定（同32年）、「農会法」の施行（同33年）等、近代日本農業の方向を決定づける農業関係法がこの時期に集中して制定されている。3名の農事試験場技師に委ねられた本「調査報告」は、末端＝町村段階での農事改良が民間＝「老農」の手を離れ、国や府県の主導で押し進められることを印象づけるものであったと言える。

「本郡農事ノ改良発達ヲ図リタル必要ニヨリ・・・（中略）・・・農事試験場陸羽支場ニ囑託シテ調査シタル農事調査報告ヲ印刷シテ郡内ニ頒布」された本「調査報告」は、「全郡ニ通シ記述シタル」上巻と「各町村之部」の下巻とに分かれる。この内上巻は、さらに「稲作改良ノ部」、「畑作改良法附養蚕」、「肥料改良ノ部」に分かれる。「稲作改良ノ部」は、以下の15章より成る。

- 第一章 仙北郡農事調査
- 第二章 本郡農事ノ現況
- 第三章 湿田栽培法
- 第四章 半乾田又秋乾田
- 第五章 乾田栽培法
- 第六章 湿田地方ニ於テ乾田ニ対スル意志
- 第七章 乾田ノ利益
- 第八章 稲作改良法
- 第九章 乾田ト湿田トノ比較
- 第十章 米質ノ改良
- 第十一章 稲熱病
- 第十二章 耕地整理
- 第十三章 畑地ノ改良
- 第十四章 地主ト小作トノ関係
- 第十五章 本郡各町村収量調査

上記の各章を通覧し、「稲作改良ノ部」の概要を述べよう。「最モ拙疎ナル」本郡の米作法も郡民一致して改良法を実行すれば「国税地方税町村税マテモ支払ヒ尚ホ数十萬円ノ余剰」があるとし、

「一郡ノ富ヲ増加スルノ策ヲ講スルハ今日ノ急務」とする本「調査報告」の主旨を綴った「第一章 仙北郡農事調査」を除けば、「稲作改良ノ部」の紙幅の大半は乾田化に向けた「郡民ノ決心」の督促と乾田化の「遺利」および乾田化実施のための耕種法の説明に割かれている。当時は「乾田馬耕法」が先進＝福岡式改良農法として全国的に普及を見た最中であつたが、仙北地地方においてもその励行が強く求められたのである。「調査報告」の「第二章 本郡農事ノ現況」では、湛田の風習、土性および地形・水持ちに対する誤った心得、必要労力確保への不安等乾田化を阻む仙北地方の現況を示してこれを憂慮、反証を掲げて、陋習、悪習を排してその励行を求めている。なお、第二章中、陋習を固辞し、古老石川理之介の名を借りて乾田化阻止を謀る一部地主層への批難の件は、経験主義的な守旧派と試験場を中心として発言力を増す“官製”農事改良派との農政をめぐる対抗関係を伝える記述として興味深い。

第六章「湿田地方ニ於テ乾田ニ対スル意志」で、乾田に対する「誤信」や「苦情」：「干田ニ変改セハ到底水ヲ湛ヘ置クコト能ハサルモノト誤信」、「用水不足或ハ排水困難ナリトテ苦情」を戒めた上で、第七章「乾田ノ利益」で、第1に、湿田地方において唱えられていた乾田に対する「苦情」について「其否ラサル所以」を逐一理論的に示し、次のように乾田の励行を強調している。すなわち、常湛の地を干田とする必要について、稲の蒸発水量は生育期間によって区々であるとする試験場の成績結果に言及し、蒸発期間に田土を干田化すれば稲の蒸発作用を活発化させ、登熟結果を好転させる（反対に、この間に田土を湿潤に置けば悪影響をもたらす）としている。第2に、土壤の種類：砂土、壤土、埴土、腐植土、礫土）と「水持」の関連、理学的性質および化学的成分に触れ、乾田化の適否、難易を示しているが、「如何ナル土性ニテモ其性質ヲ知り之レニ応スル管理ヲナストキハ立派ニ乾田トナリ大ニ其生産カヲ増加スル」が、「土性ニヨリ乾田ニ適否アリ」として躊躇するのは「実ニ謂ハレナキコト言ウヘシ」と結んでいる。棚田や水持の悪い傾斜地においても乾田の必要を説いた第3に続いて、第4で、「乾田ニ変改スレハ多数ノ人夫ヲ要スル」苦情に対して、支払い賃金を越える乾田変改による増収＝利得が生ずることをモデル計算によって例示し、乾田の「遺利」を強調している。第八章「稲作改良法」は選種＝塩水撰をはじめ短冊苗代、耕起工程での馬耕の導入、田搔作業、挿秧時の「縄張り」＝正条植および植付けの粗密・一株本数などこの当時各地で普及を見た改良法が仙北地方においても励行された様子を伝えているが、この内畜力の利用については、厩肥の生産、運搬・労役の代替の外、乾田地での土壤の腐敗分解を大きくするためには浅耕では不十分で（生育のための養分不足）、馬耕による深耕が適しているとしている。また、田搔について、その硬固な土壤粉碎の作業を容易にするために灌水の調整と農具（馬鍬および柄振）を用いた代搔きの手順が示されている。さらに、挿秧における一坪当りの株数に関し、稲の分蘖状況から見た湿田における極端な粗植、一方、乾田における極端な密植を批判し、土性に適した株数を提示している。乾田化の最大の狙いである田水の調節については、現行の灌漑法を「深ク瀦水シ

テ反ッテ稲ノ生育ヲ害スヘシ又灌漑ノ時期及ヒ落水ノ期モ亦大ニ其宜シキヲ失シタリ」とし、稲の生育に伴う水量の調節の必要を説いて、試験場の成績を基準として「穂孕ヨリ穂揃マテノ間最モ蒸発作用盛ニシテ多ク水ヲ要スルモノナルユヘ此際ハ常ニ瀦水シテ其需要ニ応スル様ニシ愈々穂揃トナリタル后直ニ落水シ其后ハ勉メテ田土ノ十分能干燥スル様ナスヘシ」と灌排水法の範を示している。第九章「乾田ト湿田トノ比較」より「乾湿田ノ利害」を細部にわたって列記したものを一覧にして示せば下表の如くである。

表1 乾・湿田の利害

乾田	湿田
耕作ニ人夫ヲ要スルコト多シ	耕作ニ人夫ヲ要スルコト少シ
耕作ニ器械ヲ応用スルコトヲ得	耕作ニ不便ニシテ器械ヲ応用スルコト難シ
米質改良スルコト	米質粗悪ナルコト
乾燥良好ナルコト	乾燥不良ナルコト
容易ニ田区ヲ改正シ得ルコト	田区改正ニ困難ナルコト
馬耕ヲ行ヒ労カヲ省クコト	馬耕ヲ行ヒ難キコト
肥料ノ効能多キコト	肥料ノ効能少キコト
各種ノ改良ヲ行ヒ其結果多キコト	改良法ノ効果少キコト
田区改正ノタメ畦畔整正ナルコト	畦畔不正湿潤ナルコト
畦畔正シキタメ時間ヲ節スルコト多シ	不正湿潤ノタメ時間ヲ多ク要スルコト
乾田トナリ収量多キコト	収量少シ
収量多キタメ小作人ハ毛引キヲ請求スルコト少シ	収量少キタメ毛引多シ
毛引少キタメ地主ノ収入確實ナルコト	地主ノ収入確實ナラサルコト
毛引少キタメ耕地ノ売買価高貴スルコト	売買価卑キコト
収量多増加ノタメ小作農ノ生計上進スルコト	小作農ノ作徳少クシテ生計ニ苦ムコト
小作ニ余裕生スルタメ改良法ヲ実行スルコト	小作人疲弊ノタメ改良法ヲ実行セサルコト
小作人ニ余裕生スルタメ普通教育上進スルコト	余裕ナキタメ子弟ノ教育ヲ忽ニスルコト
小作米ノ品質乾燥良好ナルヲ以テ需要多キコト	品質不良ノタメ需要少キコト
需用多キタメ価格上進スルコト	価格卑キコト
干燥宜シキユヘ久シク貯蔵スルコトヲ得	久シク貯蔵シ得サルコト
久シク貯蔵シ得ルカ故ニ売急キノ要ナシ	売急キノナスコト
売急カサルユヘ価格高キコト	売急クタメ価格卑キコト

*「秋田縣仙北郡農事調査報告」上巻「稲作改良ノ部」第9章より作成。

第十一章「稲熱病」では、乾湿田と稲熱病発生に関わりについて、試験場試験成績（各稲品種の肥料用量）を踏まえ、以下の言及がなされている。すなわち、

湿田ニ適応シタル種類ハ乾田変改后・・・(中略)・・・稲熱病ニ罹リ易シ

乾田ニ適応シタル種類ハ稻熱病ニ罹ルコト少シ

熟期即チ早中晩ニヨリ被害ノ程度ニ差アリ

早熟稻ハ稻熱病ニ罹ルコト最モ甚シ

中稻ハ稻熱病ニ罹ルコト中位ナリ

晩稻ハ稻熱病ニ罹ルコト最モ少シ

「微菌発生シ漸次萬延シ遂ニ恐ルヘキ被害ヲ呈スル」稻熱病は、湿田の乾田へ転用後3、4年目とくに被害が大きいとされているが、その理由を以下のように説いている。

「湿田ニアリテハ土中ニ多量ノ養分存在スルモ概ネ沈睡ノ状ヲナシ顕ハスコト少シ然ルニ下層水ヲ排除シテ乾田ニ変改スレハ空気及日光ハ自由ニ土中ニ浸込ミ土中ノ養分ハ急ニ腐敗分解ヲ始ムルナリ殊ニ排水后三四年経レハ一層其分解速トナリ土中ニ養分ヲ増加スルコト夥シスル理由ニヨリ稻熱病ハ乾田変改后三四年経タル稻田ニ多ク発生スルヲ見ルナリ」。

稻熱病は、乾湿田、とりわけ湿田の乾田への改変以外にも、稻の種類によってその影響の軽重は異なり、また、施肥用量によっても異なることが稻熱病が多発した明治30～32年の試験場による種類試験、肥料用量試験によって確かめられている。これらから、とくに「乾田ニ変改スルニ富リ土性肥料ノ用量及稻ノ種類ニ注意セサレハ不測ノ災害ヲ被ムルコトハ明カ」とし、数項の注意を喚起している。すなわち、

有機物多キ土性ハ乾田変改后稻熱病ニ冒サルルコト最モ多シ

土性硬固ナル稻田ニテ有機物ヲ含ム量多キトキハ砂壤土ハ壤土ヨリ壤土ハ埴土ヨリ稻熱病ニ罹ルコト少シト云ウニアリ

有機物ヲ含ムコト多キ土性乾田ニ改変后肥料ノ施用量ヲ減スヘシ

また、仙北地方に最も強壯なる品種として19種類の稻を早晚別に挙げている。

早稻：赤毛、冷水、冷田早稻、五郎兵衛（他ノ三種ニ比スレハ少シク弱シ）

中稻：福島、大和力、大白、タツコ

晩稻：宇兵衛、豊后、小白、高宮、五家、関取、大場、千葉錦

糯：紫糯、三石糯、キハダ

町村別調査結果と若干の解析

1. 「各町村之部」調査項目

「秋田縣仙北郡農事調査報告」下巻（「各町村之部」）は、郡内40ヶ町村⁵⁾における農事調査の報

5) 町村名は、下記の40ヶ町村である。

大曲町、花館村、神宮寺村、北橋岡村、刈和野町、峰吉川村、淀川村、荒川村、土川村、大澤郷村、強首村、

告書である。調査項目は、町村により若干のバラツキや報告内容に精粗の差はあるが⁶⁾、概ね、以下の通である⁷⁾。すなわち、

地勢及気候

小作及人夫（小作ノ種類及小作料、雇農夫雇入ノ難易及賃錢）

肥料

田畑価格（田畑売買価格及貸借）

農事篤志家並其事業

乾田並水田

稲

種類及種子（撰種、浸種期日日数及方法場所

各耕種（苗代、挿秧、肥料、除草、灌漑、収穫、乾燥、調整）

土質及土性

戸数反別産物等

明治三十二年坪刈ノ成績

2. 若干の解析

上記調査項目の内、ここではとくに、「調査報告」の主たる目的である稲田の乾田化に関し、土性：乾・湿田とそれぞれの適応稲品種の関わりについての調査結果を整理して示そう。まず、表2は、「調査報告」の「種類」に記載された明治32年現在の仙北地方における稲種の早晚別一覧である。

早晚別記載のある119種の内早稲は50種、全体の4割強（42.0%）を占める。これに対して晩稲は24種、2割（20.2%）に止まった。中稲はその中間の37種（31.1%）であり、早稲を中心に、早・中生種主体の品種構成を採っていたことが判明する。晩稲はなお残るものの、この地方での栽培品

南楯岡村、内小友村、外小友村、大川西根村、藤木村、高梨村、四ツ屋村、長野村、角館町、神代村、生保内村、田澤村、檜木内村、西明寺村、中川村、雲澤村、清水村、白岩村、豊川村、豊岡村、横澤村、長信田村、千屋村、横堀村、畑屋村、六郷町、飯詰村、金澤西根村、金澤町。

6) 陸羽支場の3名の技師が調査を担当したことにより調査項目、報告形式に相違が見られている。

7) 外小内村の土質・土性の記載は内小友村に含まれる。

四ツ屋村には耕種の記載なし。

角館町、神代村、生保内村、田澤村、檜木内村、西明寺村、中川村、雲澤村、清水村、白岩村、豊川村、豊岡村、横澤村には字別の土質一覧および稲品種・収穫期・その他各耕種それぞれに対する「意見」の記載あり。

大曲町、藤木村、高梨村、長信田村、千屋村、横堀村、畑屋村、六郷町、飯詰村、金澤西根村、金澤町の記載内容は土性の外は詳細な調査結果はなく、農業生産内容や乾田変改の見込み等の概要に止まる。

表2 仙北地方における稲品種の早晩別一覧

() 内は資料出現回数

早晩	品種数	品 種
早稲	50種	五郎兵衛(10)、白川(6:早生白川、早稲白河含む)、善五郎(4)、シナラ(3:シナラ早生、スナラ含む)、萬作(2)、阿仁早生(2:兄早稲含む)、短穂(2:たんぼ含む)、五郎左衛門(2)、庄内早稲(2)、二十日早稲(2)、高坂(1)、上国(1)、八島(1)、淀川(1)、宝早稲(1)、阿仁白(1)、冷水(1)、朝照(1)、小阿仁(1)、坊子(1)、四十日早稲(1)、良助(1)、セツチャコ(1)、エベス(1)、早生(1)
中稲	37種	宇兵衛(4)、名古屋白(4)、両国(4)、栄助(2:永助含む)、最上白(2)、彦兵衛(2)、三光(1)、赤毛(1)、矢島(1)、大場白(1)、高砂(1)、萬作(1)、丹穂(1)、倉塞(1)、細葉(1)、五郎作(1)、稲葉(1)、五郎兵衛(1)、重兵衛(1)、セツチャコ(1)、南部赤(1)、六之助(1)、文(1)、六返り(1)、善五郎(1)
晩稲	24種	白川(3)、庄作(2)、稲葉(2)、宇兵衛(2)、浅草(2:朝草含む)、短穂(2)、晩白川(1)、赤毛(1)、檜岡早生(1)、高砂(1)、重助(1)、シバガラミ(1)、ピロード(1)、ハダカク(1)、電光(1)、庄内(1)、名古屋白(1)
糯	8種	黒糯(1)、松の下(1)、耳切(1)、木ノ下(1)、黒川(1)、稲葉(1)、赤糯(1)、耳黒(1)

* 「秋田縣仙北郡農事調査報告」下巻「各町村之部」「種類」より作成。

種は、すでに早化の方向に動いていたことが確認される。晩稲作付に対する度重なる禁令の効果がようやく実際の作付にも顕れた結果であろう⁸⁾。

この時代の最大の早生種は品種の早晩別記載のある12ヶ町村中10ヶ村に登場する「五郎兵衛」であった。同じく6ヶ村に登場した「白川」、4ヶ村登場の「善五郎」が「五郎兵衛」に続く。こうした主力品種とも目される品種が早生種に見られていたことは(晩稲ではこうした主力品種の登場はなかった)、作期、熟期の早化がこの地域の稲作の発展方向であったことを伝えてくれる。

各村にわたって登場を見る上記の品種(「五郎兵衛」、「白川」、「善五郎」)の外、中稲では「名古屋白」、「宇兵衛」を除くと、残りの殆どは資料に1回(=1ヶ村)にしか登場しない弱小の稲品種であった。資料に1回=1ヶ村にしか顔を出さない稲は、実に、119種中53種、半数近く(44.5%)にも上る。一部の有力品種とその他数多くの弱小の稲から成る品種構成は、この時代に他地方にも共通して見られる現象であった⁹⁾。それは、突出する一部の優良品種と未分化=雑駁なる品種群の並存が、やがて淘汰され有力近代品種へと収斂に向かう、過渡期における品種構造の一端を伝えている。

もともと、上記の観察は早晩別の記載のある品種に関するものであって、実際には、資料に早晩別の記載のない=稲54種がこれに加わる。いま、早晩未記載のこれらの稲も含め稲名別に分類し直

8) 早秋冷による被害回避のため北地では、しばしば、晩稲の作付が禁止された。秋田県では、明治11年に晩稲禁止令が発令されている(穂本洋哉「近代移行時代における北地の稲品種の変遷 — 秋田県の場合 —」東洋大学経済研究会『経済論集』第20巻1・2号合併号1995年1月p.23)。

9) 穂本洋哉「近代山口県地方における稲品種の変遷」東洋大学経済研究所『研究年報』第14号(1989年5月)。

すと、出現回数の多い稲は、順に「五郎兵衛」(21)、「善五郎」(16)、「名古屋白」(16)、「白川」(15)、「宇兵衛」(15)、などとなる。先に早、中生の稲と分類した品種ばかりである。晩稲に目立った品種はなかった。出現回数がやや多かった稲としては、外に、「両国」および「短穂」(ともに9回)が挙げられる。この内「短穂」は寒冷な気候に強く、赤米系統の稲としてこの地方で古くより栽培されていた品種であった¹⁰⁾。

次に、表3は、各町村「坪刈成蹟」表に示された土性=乾・湿田別の品種一覧である。これに従えば、乾、湿田とも早稲では「五郎兵衛」、中稲では「名古屋白」、「宇兵衛」が栽培されることが多かった(=出現回数が多かった)点が判る。いずれも、既述の如く、この地域の主力品種であったことから当然の結果と考えられるが、湿田の場合には、さらに、出現回数が多い稲として、早稲では「善五郎」(出現回数14回)、「白川」(同13回)が、また中稲では「両国」(同10回)が加わる。これらの稲は、耐湿性に富み、湿田でも安定した収量を確保できる“湿田向き”の品種であったと考えられよう。また、下表で湿田に記入されている稲の内、「庄内早生」(出現回数5回)および「稲妻」(同4回)は、石川理之介『稲種得失弁』(明治34年)によれば、それぞれ、「谷地、潟端、

表3 「各町村収量調査」に示された乾・湿田別稲品種一覧

乾田(67種)	湿田(151種)
早稲：五郎兵衛(9)、善五郎(3)、庄内早稲(2) 中稲：名古屋白(16)、宇兵衛(13)、両国(3)、最上白(2) 中晩：赤毛(2) 晩稲：短穂*(3)	早稲：五郎兵衛(17)、善五郎(14)、白川(13)、庄内早生(5)、萬作(2)、ノツソ早(2) 中稲：名古屋白(22)、宇兵衛(14)、両国(10)、栄助(3) 晩稲：高砂(4) 早晩不明：稲妻(4)、相川(4)、庄内坊主(4)、丹穂(3)、治郎八(2)、ノツソ(2)、女夫(2)
出現回数1回の品種： 弁慶、福島、彦部、左巻、鳥海早、山内豊后、淀川、糯、松前豊后、五郎左衛門、栄助、大福錦、女夫、豊后	出現回数1回の品種： 屋嶋、糯、五郎左衛門、コムソウ、カ子ノツル、熊ノ山、左巻、姫白糯、四海波、産兵衛、清水、檜岡早、三光、三升、奈良錦、京都早、檜木内早稲、平中、南部坊主、白鷺、報徳、彦兵衛、養助、阿仁白

* 「秋田縣仙北郡農事調査報告」上巻第15章本郡各町村収量調査より作成。

** 「短穂」は早稲として分類しているが、晩稲と記載されているものもある。その他、早・中、中・晩双方に記載がある場合も含め、ここでは、早晩の区別を記載回数の多寡によっていずれかに分類した。

10) 穂本「前掲論文」(1995年) p.22。

冷水、洪水、砂交り」、「深田、川添田、冷水、洪水、砂地」の不良田向き品種であったという。さらに、白川種の内晩稲＝「白川晩稲」も、「ヒトロ田、深田、谷地田、川埃、水損地、浜辺」向きに分類されている。すべての稲が灌排水が整備され、肥効の優れた良田、熟田に適しているとは限らず、劣田で、返って、好収量を残す場合もあった。この時代、赤米の系譜をひく稲がなお多く栽培されていたのはそのためである。表では、「短穂」の外、「庄内早稲（早生）」が赤米系統種である¹¹⁾。一般に熟田には耐肥性に富んだ、比較的上品な稲が、また不良田には劣位な栽培条件の下でも安定した収量が見込める稲が向いているとされているが、上記「種類」調査にも土性に応じてそうした品種の分化、相違が示されていた点が窺われよう。

結び

調査結果から明らかなように、資料「秋田縣仙北郡農事調査報告」の最大の特色性は、我が国近代稲作農業を特徴付ける2つの発展方向：田地の基盤整備と集約農法の確立を乾田化を基軸に一体として捉えて調査している点にある、すなわち、土木・土壤面での湿田の乾田化および農学・農方面での乾田適応の耕種法と品種を結び付けて捉えていることがそれである。また、各町村の詳細な土質・土性分析、乾田化の適否、栽培品種の調査と適応品種の助言・指導（＝「意見」）は、いずれも、明治中期・後半の政府・府県による勸農方針の末端農村段階での徹底振りを伝える資料として興味深い。冒頭でも述べたように、明治期中葉は農業に向けた国の行政的再編が本格化し始めた時期であった。政府は法令に基づく農会および水利組合の系統組織化を図り、自らも国立試験場制度を創設、支場および府県農試・郡農試を系統化して農事面で直接事業に乗り出したのである。「調査報告」は、調査結果それ自体が持つ資料価値とともに、それが国立農事試験場陸羽支場の3名の技師の手によったところに、我が国近代農政展開の一齣を綴る文献的価値を併せ持つものとする。

11) 注10) に同じ。

本稿は、平成23年度「東洋大学国内特別研究」に基づく研究成果の一部である。同研究期間中、秋田県が所蔵する農業関係資料の閲覧、複写を許可された秋田県農業水産技術センターおよび大曲市立図書館に対し、ここに、記して謝意を申し述べたい。